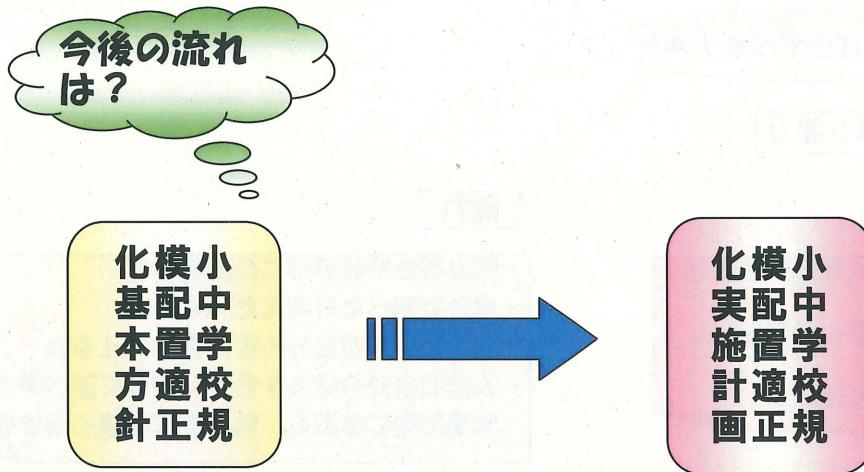


小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針 についてのお知らせ

～小美玉市教育委員会～

小美玉市教育委員会は、少子化の進展による将来的な児童生徒の減少に対応するため、子どもたちのより良い教育環境の整備と、教育の質の充実を図るため、学校規模・学校配置の適正化に取り組んでいます。そのひとつとして、「小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針」を策定しました。

小美玉市の未来を担う子どもたちのために、より良い学習環境や生活環境、人間関係の構築などの面から、小美玉市の学校教育が目指すべき方向性などを示したものです。児童生徒並びに保護者・学校関係者のみならず、広く市民の皆様のご理解ご協力をいただければと思います。



実施計画策定にあたって

実施計画は、適正化検討委員会を中心として、説明会等を実施しながら広く市民や保護者の方から意見をいただき協議をしながら、計画策定に向けて進めていきたいと考えています。

これから的小美玉市の将来を担う子どもたちを第一に考え、豊かな教育環境を創造し、安心安全な学校生活が送れるよう、市民・保護者・教育委員会が一体となって議論を重ね、より良い環境が実現することを願い計画策定にあたりたいと思います。



小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針の概要

小中学校の現状について

小学校

平成18年度
3,188人

平成29年度
2,820人

368人
約11%
減少

中学校

平成18年度
1,629人

平成29年度
1,460人

169人
約10%
減少

小美玉市の学校教育が目指すべき方向性

学校で形成する人間像と能力

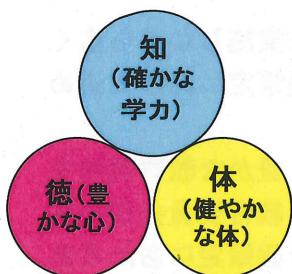
人間像

- ・社会規範を身につけ、他人を思いやることができる
- ・他人に迷惑をかけず、物事の善悪をしっかりと判断できる
- ・困難に負けず、たくましく生きる

能力

- ・読み書きや計算などの基礎学力
- ・自分で調べたり考えたりする力
- ・人間としての自分の生き方を考える力
- ・人前で自分の考えを分かりやすく述べる力
- ・集団活動に参画し、協同的に問題解決する力

学校の在り方と取り組み



- ・学校が安全で、子どもたちが生き生きと過ごせる環境づくり
- ・子どもたち、教職員がお互いに信頼できる雰囲気づくり
- ・教職員と保護者（住民）が率直に話し合える環境づくり
- ・開かれた学校、魅力あふれる学校づくり

学校教育の実態と課題

課題

- ・施設の安全面（耐震化等）
- ・図書、教材の充実
- ・個性に応じた学習指導
- ・学習形態の工夫
- ・教員の多忙

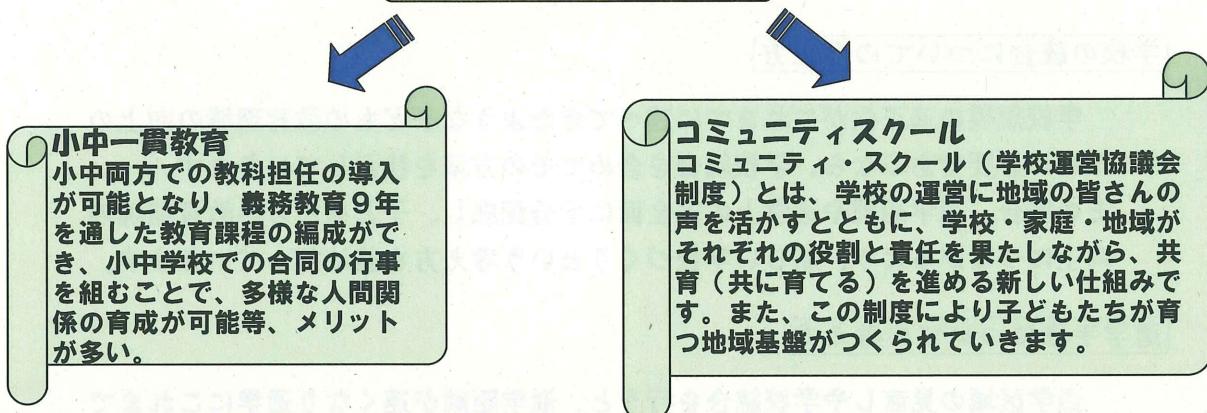
今の子どもたちは、自己表現力の不足やコミュニケーション力の不足等で、対人関係に課題がある。

これからの学校のビジョン

○(基本的な方向性)

小美玉市の学校教育をより良いものにしていくため、一人一人の子どもに目が行き届くよう学習集団が大きすぎないことが必要です。一方、子供同士が励ましあったり、多様な教育活動の工夫を行ったり、行動面や心理面の問題に柔軟に対応するためには、一定の児童生徒数と教職員が必要となることから、学校の適正規模を考える際には、この両面を考慮する必要があります。

新しい学校づくり



学校規模の適正化についての基本的な考え方

学校規模についての考え方

○小学校



○中学校



学級規模についての考え方

小学校・中学校ともに
1学級の規模20~30名

※36名以上の学級が生じないように配慮し、大規模校では子ども一人一人に目が行き届くよう学級規模に配慮していきます。

学校配置の適正化についての基本的な考え方

通学区域の見直しについての考え方

通学区域の見直しは、通学時間や友人関係など多様な事情から、適切な学校に通わせることが出来るよう、通学区域の弾力的な扱いができるよう検討していきます。

通学区域の設定は、地域コミュニティのあり方と密接に関わっていることから、慎重に対応していきます。

学校の統合についての考え方

学校規模の適正化がこれまでに述べてきたような子どもの教育環境の向上のために必要であるなら、学校統合を含めてその方策を検討していきます。

その場合、通学距離や通学上の安全面に十分配慮し、子どもたちの教育環境の向上につながるよう、新しい学校づくりという考え方を基に行っていきます。

通学手段についての考え方

通学区域の見直しや学校統合を行うと、通学距離が遠くなり通学にこれまで以上の時間がかかるようになることが想定されます。それが子どもや保護者の過度の負担をもたらさないよう、スクールバスの運行など通学手段の保障について検討していきます。

適正化の進め方についての基本的な考え方

市民の理解

学校規模・配置の適正化については、何よりも市民の皆様からの理解を得ることが大切です。とりわけ学校の配置は、子どもたちや保護者ばかりではなく、一般の市民にとっても重要な意味を持っており、決定する過程においては、市民の意向を踏まえ、市民に対して十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めてまいります。

とりわけ、通学区域の見直しや学校統合の対象となる地域住民に対しては、よりていねいな合意形成の手続きで進めてまいります。その際には、統合の対象となる学校の跡地や施設設備の活用についても、地域の意向に十分配慮し、有効な活用方策を検討していきます。

このパンフレットに関するご意見・お問い合わせ先

- 小美玉市教育委員会 学校教育課 学務係
〒311-3492 小美玉市小川4-11
☎ 0299-48-1111 内線2223 Fax 0299-58-4526

